

平成 29 年 11 月 27 日

岬町長 田 代 堯 様

岬町海釣り公園指定管理候補者認定審査委員会
委員長 中 尾 清

岬町海釣り公園の指定管理者候補者認定審査委員会の審査結果について（報告）

暮秋の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴職よりご依頼のありました岬町海釣り公園指定管理候補者の選定について、当委員会で慎重に審議を行った結果、下記の事業者を岬町海釣り公園指定管理候補者として選定いたしましたので報告いたします。

記

1. 指定管理候補者として選定した者

住 所：大阪府泉南郡岬町多奈川小島 5 9 7 番地
名 称：小島フィッシング株式会社
代表者： 代表取締役 山原 學

2. 選定理由

(1) 公募によらない方法による候補者の選定について

当委員会では、指定管理候補者の選定方法において、まず、岬町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 1 7 年岬町条例第 1 9 号。以下「手続条例」という。）第 5 条に定める「公募によらない候補者の選定」するにあたり、公募を行わないことについて合理的な理由の有無、及び指定管理候補予定者の適格性について審議を行った結果、公募によらない候補者の選定方法について、また、現行の指定管理者が次に示すとおり、同手続条例施行規則第 5 条各号に定める公募によらない合理的な理由に適合する指定管理候補予定者であると判断したものであります。

【公募によらない合理的な理由】

① 専門的又は高度な技術を有する団体が客観的に特定されること（第 5 条第 1 号）

現行の指定管理者は、海釣り公園周辺に漁業権を有し周辺海域の特性を熟知した地元漁業者や、水産部門に造詣の深い大学教授、財務会計に精通した税理士、及び地元との共存・共栄を重視する自治区関係者などを役員としている。また、海釣り公園運営責任者である園長には、釣り知識と経験を有する元釣り道具販売店での勤

務経験者を抜擢し、円滑な運営体制を整えるなど、安定的な健全経営が可能な団体であること。

- ② 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が客観的に相当程度期待できること
(第5条第2号)

地域の人材活用及び雇用創出においては、総従業員25名のうち町内在住者22名(うち小島地域から11人雇用)を優先的に雇用するなど、地域住民との連携による共存・共栄の考えを重視する団体であること。

- ③ 現にその管理の委託を行っている公の施設にあたっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること(第5条第3号)

平成19年度の開園当初から安定した管理運営実績と積み重ねた経営ノウハウを有する。また、当該施設利用者への利便性向上のためにドーム型休憩施設の追加整備、基本協定に基づく施設修繕整備基金負担金及び利用料金の10%相当額の納付など町財政への貢献を続けている。また、上記①及び②の要件に併せて該当するなど、海釣り公園の指定管理者として引き続き管理運営を行うに相応しい団体であること。

(2) 事業計画等の審査について

当委員会では、上記(1)に記載のとおり、現行の指定管理者を次回の指定管理候補予定者として決定し、その後、当該事業者によるプレゼンテーション及び各委員による質疑応答を、その後に手続条例第4条に定める選定基準に基づく採点を行った結果を踏まえ、現行の指定管理者を次期指定管理候補者として選定いたしました。

なお、選定基準項目及び配点、及び採点結果は次のとおりであります。

選定基準項目及び配点		委員の採点結果				
		A	B	C	D	E
事業計画書 (65点)	管理運営を行っていく上での基本方針	61	61	55	59	59
	管理運営体制と組織に関する計画					
	管理運営に関する業務に係る計画					
	安全対策及び事故などの緊急時の対応に対する計画					
事業提案書 (20点)	サービス向上を実現するための提案	16.5	16	16	17	14.5

	利便施設の管理運営に関する業務の提案					
収支計画書 (15点)	海釣り公園及び利便施設の収支に関する計画	13	13	13	13	13
計		90.5	90	84	89	86.5

(3) 指定管理候補者として選定した主な理由について

指定管理候補予定者から提出された申請書（事業提案書等）及びプレゼンテーションなどに基づく主な選定理由は次のとおりであります。

- ① 誰もが気軽に「釣り」を楽しむことができることを基本方針の柱として、初心者への釣り指導など釣り指導スタッフの配置、魚の簡易調理の実施、障がい者への荷物運搬サービスの実施、釣果や道路渋滞情報等のインターネット配信など、利用者への利便性及びサービスの向上により集客性を高める提案内容であること。
- ② 釣果対策が集客向上に繋がることから、人工漁礁の設置、稚魚の放流及び海底清掃などを定期的に行うことにより、利用者の満足度向上と併せて、こうした計画による周辺漁場での水産資源の保護育成を併せて計画するなど、長期に渡り安定した管理運営を行う提案内容であること。
- ③ 引続き地元雇用の考えを重視しており、従業員の指導育成及び研修計画も提案されており、地域活性化への熱意があり、地域と一体となった管理・運営、地元漁業関係者との共存が期待できる提案内容であること。
- ④ 収支計画については、集客向上対策による利用者の減少抑制や地元産の活魚や加工品、及び野菜の販売など、安定した収入の確保及び経費節減など堅実な収支計画となっており、安定した健全計画が見込まれる提案内容であること。

以上の選定理由から、現行の指定管理者が地域と一体となった施設の管理及び運営が、また、地域住民や地元漁業関係者との共存共栄及び地域活性化に繋がることが期待されることから、上記採点結果に示すとおり事業提案内容等を高く評価する結果となった次第であります。

3. 審査会開催の状況

(1) 第1回委員会

平成29年11月16日（木）午後2時より 住民活動センターにて開催
公募によらない選定方法の決定及び候補予定者を決定した。

(2) 第2回委員会

平成29年11月27日（月）午前10時より 町役場2階会議室にて
プレゼンテーション及び質疑応答、指定管理候補者となる事業者を選定した。

4. 審査会委員名簿

(敬称略)

所 属	役 職	氏 名	役職区分
大阪観光大学	名誉教授	中尾 清	◎
一般財団法人 関西空港調査会	常務理事	笠松 昌弘	
和中税理士事務所	税理士	和中 信隆	○
岬町	政策情報顧問	白井 保二	
岬町 都市整備部	部長	木下 研一	

※委員長=◎、職務代理者=○